様式第1号(第2条関係) 個人情報ファイル簿(単票)

四八月取ノノイル母 (平宗)	
個人情報ファイルの名称	住民税システム
行政機関等の名称	久喜市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課市民税第1係 総務部市民税課市民税第2係
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の賦課事務に利用する。
記録項目	別紙のとおり
記録範囲	市民税・県民税課税対象者(申告による非課税対象者を含む)
記録情報の収集方法	所得税確定申告者、市民税・県民税申告者、給与支払報告書で報告され た者、公的年金等支払報告書で報告された者、法定調書資料
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	税務署、他市町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	久喜市役所庶務課付公文書館 久喜市菖蒲行政センター総務・人権係 久喜市鷲宮行政センター総務・人権係 久喜市鷲宮行政センター総務・人権係 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-1 〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38 〒349-1192 埼玉県久喜市間鎌251-1 〒340-0295 埼玉県久喜市鷲宮6-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法 律又はこれに基づく命令の規定に よる特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☑無
備 考	基幹システム

1 賦課年度、2 資料番号、3 氏名、4 住所、5 生年月日、6 住民種別、7 性別、8 続柄、9 納税義務区分、10申告発行区分、11申告免税区分、12強制非課税区分、13台帳取消区分、14非課税判定区分、15所得割課税状態区分、16均等割課税状態区分、17住民税徴収区分、18課税台帳異動区分、19年金特徴中止区分、20翌年度仮徴収中止区分、21扶養関係区分コード、22専従区分コード、23障害区分コード、24年金義務者コード、25受給年金種別、26年特継続区分、27控除対象配偶者区分、28本人該当区分(配未、障害、老年者、寡婦、勤労学生)、29資料区分、30青白区分、31専従者区分、32特徴一括徴収区分、33普徴一括徴収区分、34軽減免理由、35所得控除(収入、所得、控除)、36計算所得、37計算税額、38徴収状況、39複数年金、40年金突合状態、41突合済フラグ、42依頼済フラグ、43取込済フラグ、44媒体区分、45通知内容、46各種区分結果コード、47年特回付区分、48回付データ状態区分、49年金保険者区分、50税目、51宛名異動事由、52納付異動事由、53代納者区分、54新規振替区分、55金融機関、56支店、57口座種別、58適用条文コード、59住民登録外課税区分